

規程に従わない団体が現れても実効性を担保することが困難な状況にある。

入居団体の活動時間は県庁に準ずるとされ、午後 5 時 15 分までとなっているが、実際には社会福祉法人長野いのちの電話が午後 10 時まで活動している。そのため、午後 10 時まで活動するボランティアが最終退館者になる可能性が高く、最終退館者に警備機器セットキーを預けると、当該最終退館者は翌日出勤しないため、その警備機器セットキーが翌朝管理事務室に返納されなかった。よって、指定管理者は同団体のために別途夜間当直による警備を開始せざるをえなくなり、夜間警備の費用が増大した。

<いのちの電話の利用実態>

区分	いのちの電話	総合センターの利用規則
利用時間	事務局職員 午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分 ボランティア 午前 11 時 00 分～午後 10 時 00 分	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
利用者	勤務職員及びボランティア	勤務職員のみ
用途目的	事務所及びボランティア活動	事務所

したがって、県は、現在の総合センターの利用実態に合った利用規則を定め、入居団体の守るべき規則と指定管理者の責任と権限を明確にし、指定管理者の指示に従わない入居団体がいる場合には退去を指示するなどの必要がある。また、県民の自殺防止対策を専門に扱う団体の処遇については、総合的に見直す必要がある。

イ. 正面ロビースペースの活用について～休憩室の見直しについて～（意見）

社会福祉総合センターには施設利用者のために、障害者団体が経営する福祉喫茶がある。当該喫茶室がロビーから見てガラス張りのスペースであるが、ガラス張りの半分近い面の正面に高さ 180 cm ほどの書籍のラックで囲われた喫茶室職員の休憩スペース兼倉庫がある。喫茶店は来館者のための施設であることや、当該場所は建物の 1 階の正面入ってすぐ、巨大シャンデリアやラウンジのそばであり、社会福祉総合センターの景観を害するものであるから、このような利用方法は望ましいものではない。

一方で、当該喫茶店は障害者福祉サービス事業を実施する事業所の一つとなっており、喫茶店の職員は社会復帰を目指す障害者であるから、喫茶店職員のための休憩所は別途確保する必要がある。県は、喫茶室の倉庫と、喫茶室職員のための休憩室を別途確保して利用の効果を高める必要がある。

なお、喫茶室職員の休憩室については、喫茶室の一角を簾などで区切って使用することも一つの方法である。

ウ. 打楽器、レコード等の処分及び未利用スペースの活用について（意見）

施設の倉庫には打楽器、音響設備の他にレコードや視覚障害者用の点字楽譜が大量に保管されている。これは指定管理者制度導入前から存在していたものであるが指定管理者に引き継がれておらず、現在社会福祉総合センターでの貸出対象物品にも含まれていない。貸出対象にするか他の福祉施設に移管する等により有効利用を検討する必要がある。それぞれ適切な施設に移管し、又は目の不自由な県民の音楽の振興に役立て、内容を吟味して愛好家に売却する等により県民の社会福祉の財源に充てることが望まれる。

また、総合センターは設備の老朽化により貸出しを行っていない管理スペースを保有している。入居団体が許可区域外に物品を置く理由には、許可面積が不足していることが原因の一つとなっている可能性がある。このため、県は管理スペースを物品の保管庫として貸し出すことにより違反状態を解消させ、同時に未利用スペースを活用することが望ましい。一方で、併設機関・入居団体の中には、古い書類の整理を行わず、保存期限を超えた文書を処分していない場合や、不要な物品の整理を行っていない場合もあり、これらの未整理の書類等を許可区域外のスペースに放置している場合がある。したがって、倉庫を貸し出す場合には、保管物が保管期限内にあり、かつ整理済みの書類であることを確認する必要がある。

エ. 施設の改修計画について（説明）

社会福祉総合センターは老朽化した施設であることから、県が負担する大規模修繕費（1件当たり20万円以上）は年間400万円以上となっている。平成21年度は890万円となったが、前倒して行った修繕があるためである。なお、次の修繕計画が予定されている。

<特に緊急性が高い営繕懸案>

（単位：千円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
高齢者対応様式トイレへの改修	3,864		
多目的トイレ・授乳室新設		4,179	
3階研修室椅子更新工事		2,579	
1階ユニバーサル対応改修工事			4,410
ターボ冷凍機 オーバーホール			8,473
建物外壁コーキング打替工事			26,775
その他	3,897	6,705	2,368
合計	7,761	13,463	42,026

（出典：指定管理者が県に提出した修繕計画書）

この他に、緊急性が高い営繕として電気基幹配線工事、空調設備や給排水

設備の更新工事等がある。また、耐震工事については、県有施設耐震化整備プログラムに基づき、施設の耐震化が行われる予定である。

② 指定管理者の施設の収支状況は妥当かー収支改善対策についてー（意見）

平成 20 年度の指定管理料は 44,263 千円であり平成 17 年度の管理委託料 52,880 千円から 8,617 千円減額した。平成 21 年度の指定管理料は更に 923 千円減額して 43,340 千円となっている。

平成 20 年度に第 1 回指定管理期間が終了し、第 1 回の指定管理期間の累積赤字は 5,189 千円である。また、平成 21 年度から第 2 回指定管理期間が開始しているが、指定管理料が減額され、再び指定管理者に赤字が発生している。3 年間で 6,000 千円の赤字となる可能性がある。以下は、指定管理者制度導入時以降の総合センターの指定管理料と指定管理者の収支差額である。

<指定管理料と収支差額の推移>

(単位：千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
指定管理料	44,263	44,263	44,263	43,340
収支差額	△719	△2,745	△1,725	△2,172

県地域福祉課によると、主な赤字の原因は、2つあるとしている。

一つは、指定管理料の算定に当たり、平成 21 年度の料金改定（改定率は講堂で 21.6%～28.6%、研修室で 21.6%～36.4%）を考慮して、年間 124 万円の増収を見込み、その半額の 62 万円を指定管理料から控除したことがある。実際には、利用者数では、有料分が前期比減少し、減免分はほぼ同数であったが、利用料金では、有料分の増加が予定より少なく、（減免分は増加したが）、増収額は 28 万円程度にとどまった。そのため、料金改定の収支改善への効果が予定より少なかった。

<平成 21 年度の料金改定額と改訂率（主要な施設）>

	改定額（円）	現行額（円）	改定率（%）
講堂	1,800～21,100	1,400～17,100	21.6～28.6
研修室	1,500～17,700	1,100～14,300	21.6～36.4

<利用人数の比較>

(単位：人)

	平成20年度			平成21年度		
	有料分	減免分	計	有料分	減免分	計
利用人数	60,822	28,377	89,199	52,745	28,050	80,795

<利用料金の比較>

(単位：千円)

	平成20年度			平成21年度		
	実収額	減免額	計	実収額	減免額	計
利用料金	5,568	1,976	7,544	5,849	2,617	8,466

もう一つは、夜間警備費の増加である。夜間警備については、本来、機械警備が導入されており、最終退庁者がアラームをセットし、警備機器セットキーを翌日管理事務室に返納する手順となっている。いのちの電話のボランティアスタッフがこの手順を確実に守れるという保証があれば、追加的な夜間警備（約128万円）は不要となるものである。

平成20年度からの指定管理の仕様を作成する際、夜間警備の導入について、仕様書には具体的な夜間警備の形態が示されていなかったこともあり、指定管理者が防犯上必要と判断した警備を導入した結果、県の想定以上のコストがかかっている。

県は、社会福祉総合センターの利用料金の利用料減免制度の見直しや、最終退庁者の機械警備の手順について関係団体に順守させることなど施設利用団体への指導のあり方等見直しを行う必要がある。

③ 県によるモニタリングが適切に行われているか

ア. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況について

(ア) 県によるモニタリングの状況について（説明）

必要に応じて、県担当者が現地確認に出向いており、毎年2月に指定管理者が主催するサービス評価委員会に出席している。また、20万円以上の指定修繕の実施に先立ち、毎年7月には、地域福祉課担当者及び県の予算担当者による修繕箇所の現地確認を行っている。

時期	内容	場所
H22.2.9	指定管理者開催のサービス評価委員会に出席	社会福祉総合センター
H22.3.12	担当者による現地確認	社会福祉総合センター
H22.4.26	担当者による現地確認	社会福祉総合センター
H22.6.11	5月 月例報告	県庁
H22.7.9	6月 月例報告	県庁
H22.7.13	予算担当者による現地確認	社会福祉総合センター

長野県社会福祉総合センター管理業務仕様書によると、指定管理者は、外部の審査員を入れたサービス評価委員会を設置して、サービスに対する評価

を受け、その結果を県に報告することとなっている。

平成 21 年度に指定管理者が県に提出した長野県社会福祉総合センターサービス評価報告書では、以下の事項が報告されている。

区分	報告事項
1.	第 3 者を入れたサービス評価委員会の開催
	開催日時
	評価委員会委員名、随行者名、出欠(欠席理由)、 選出根拠等
2-1	配布資料
2-2	報告事項
	利用者満足度調査の結果 利用者アンケートの結果のうち、評価が低かった項目について、指定管理者による分析と対応内容の説明
	平成 22 年度の予定表
	平成 22 年 3 月に実施している工事、実施済の指定修繕
2-3	平成 22 年度の重点項目
2-4	駐車場の問題
2-5	自由討議での意見・要望

(イ) サービス評価委員会の評価の活用（意見）

社会福祉総合センターのサービス評価委員会では、指定管理者が社会福祉総合センターでの活動状況を報告し、また利用者満足度調査に対する対応状況を報告する他、各併設機関からの意見や要望を聞き、その内容を県に報告している。同委員会の趣旨は評価委員が指定管理者の社会福祉総合センターに対するサービスを評価するものである。

指定管理者の業績評価には、第三者を交えたサービス評価委員会による客観的な評価が有用となる。したがって、県は、指定管理者に対して、サービス評価委員会による評価結果を県に提出するように指示し、業績評価に活用する必要がある。

第 11 章 障害者福祉センター

1. 施設の概要

住所	長野県長野市下駒沢 586		
設置年月	平成 10 年 4 月	根拠条例等	長野県障害者福祉センター条例
設置目的	障害者の福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供する。		
施設の内容	<p><スポーツ施設> 温水プール、体育館、トレーニングルーム、卓球室、テニスコート、アーチェリー場、陸上競技場</p> <p><文化施設> ホール、会議室（4 室）、展示ホール、宿泊室（6 室）</p> <p><その他> 駐車場 85 台(うち利用者用 80 台)</p>		
利用料金	<p><障害者等が利用する場合> 宿泊施設（1,000 円/泊）</p> <p><障害者等以外の者が利用する場合>（障害者等は無料） プール(100～300 円)、体育館(全面使用時 2,000～9,500 円)、 トレーニング室(50～150 円)、卓球室(400 円)、テニスコート(1,500 円)、 アーチェリー場(50～300 円)、陸上競技場(専有時 800～2,200 円)、 ホール(3,100～19,900 円)、会議室(700～5,800 円)</p>		
開所日	休館日 毎週月曜日、休日の翌日、毎月第 2 火曜日、年末年始等		
開所時間	9:00～21:00(火～土曜)、9:00～17:00(日曜、休日)		
施設の特徴	<p><長所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県立総合リハビリテーションセンターに併設しており、医療機関と連携したリハビリテーションに利用されている。 ・体育館、プール、陸上競技場、多目的ホール等が一箇所に集中している。 ・平成 10 年に新設された施設であり、比較的新しく、見た目も綺麗。 ・障害者及びその介助者は、無料又は安価で利用できる。 <p><短所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの JR 三才駅からのバスの便は 1 時間に 2 本程度であるが、リフト付きのバスが 1 日に 3 本しかない。 <p><類似施設の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者のスポーツ、文化活動等の社会参加の支援を総合的に行う県内唯一の拠点施設として機能している。 ・近隣に類似の障害者のスポーツ施設はないが、文化ホール、会議室等は長野市内に類似施設が多数ある。一方で、当施設は、障害者による無料利用を目的とする施設であることから、自主財源の拡大は困難である。 		

2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成 17 年度	管理委託	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

3. 指定管理者の状況

指定管理者	(社福)長野県社会福祉事業団	指定期間	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
選定方法	公募（応募者数：1）		
指定管理者	(社福)長野県社会福祉事業団	指定期間	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日
選定方法	公募（応募者数：2）		
主な出資者と出資比率	なし		
所在地	長野県長野市若里七丁目1番7号		
設立年月日	昭和40年4月2日		
代表者（県との関係）	理事長 辰野 恒雄		
役員、職員の状況	理事9人（うち理事長1人、常務理事1人） 監事2人、評議員19人 職員467人（県派遣1人）		
主な業務内容	第1種社会福祉事業 ・知的障害者援護施設水内荘の設置経営 ・知的障害者通所授産施設八雲作業所の設置運営 ・知的障害者総合援護施設長野県西駒郷の管理運営 ・知的障害者通所授産ほっとワークス・みのわの設置運営 第2種社会福祉事業 ・長野県障害者福祉センターの管理運営 ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業		
長野県所管の他の公の施設における平成21年度の指定管理業務	長野県西駒郷（障害者支援課）		

※社会福祉法人長野県社会福祉事業団の財務の状況

（単位：千円）

	前々年度 (20年3月31日)	前年度 (21年3月31日)	直近の年度 (22年3月31日)
経常収益	2,275,830	2,628,971	2,225,888
当期一般正味財産増減額	250,683	688,542	130,080
資産合計	2,478,558	3,256,848	3,416,998
指定正味財産	15,000	15,000	33,400
正味財産合計	1,456,892	2,213,105	2,381,582

4. 指定管理者が行う業務

(1) 障害者福祉センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
(2) 身体障害者に対する機能訓練並びに身体障害者の教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務
(3) 障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
(4) 障害者福祉センターの利用の許可に関する業務
(5) 障害者福祉センターの利用に係る料金に関する業務
(6) 上記に掲げる業務に附帯する業務

5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
年間利用人数	142,470	140,455	137,022	143,932	146,397
うち障害者等の利用人数	78,290	86,944	85,493	90,736	95,186

② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
収入	286,620	281,230	285,101	286,649	276,901	
内訳	指定管理料	276,715	272,293	276,691	278,030	268,758
	利用料収入	9,905	8,920	8,375	8,600	8,110
	その他収入		17	35	19	33
支出計	286,620	274,833	282,392	284,584	278,513	
内訳	人件費	124,964	124,338	132,960	129,940	129,110
	物件費	161,656	150,328	149,265	154,068	145,452
	水道光熱費	33,511	32,744	37,789	40,528	32,949
	委託料	71,378	55,313	50,645	50,146	46,278
	その他	56,767	62,271	60,831	63,394	66,225
本社経費	0	167	167	576	3,951	
収支差額	0	6,397	2,709	2,065	△1,612	

(注) 平成 17 年度の指定管理料は、委託料から利用料金を控除した実質的な県負担額である。

③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
常勤職員	19	25	26	26	28
非常勤	6	3	3	3	3
合計	25	28	29	29	31

6. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

① 指定管理者制度が機能するように制度の改善に努めているか

ア. 指定管理期間の延長について（説明）

障害者支援課では、障害者福祉施設として、障害者福祉センター（サンアップル）、聴覚障害者情報センター、知的障害者福祉施設「西駒郷」の3施設を所管している。指定管理者制度の導入については、平成 17 年度から西駒郷、平成 18 年度から障害者福祉センターと聴覚障害者情報センターについて実施している。

これら 3 施設の平成 17 年度の管理委託料及び指定管理料の合計額は 1,003,226 千円であったが、平成 21 年度では 587,872 千円であり、415,354 千円（41%）の管理費の削減を実現している。このうち、西駒郷の管理料が 687,240 千円から 291,557 千円へと 395,683 千円の減少があったことが大きい。各施設とも利用料収入だけだと運営が難しく安定した運営の財源として指定管理料が必要である。

平成 21 年度からは全ての施設において指定期間が3年から5年に延長された。福祉施設において、専門性のある人材育成の観点から3年の指定期間は短すぎることもあり、また、長期的な契約等による経費削減効果もある。

指定期間の5年への延長は妥当なものであると考える。

イ. 指定管理者の提供するサービスと仕様書について（説明）

指定管理者の提供するサービスは、仕様書によれば、次のような内容になっている。

【指定管理者の提供するサービス】

障害者へのスポーツ指導

- (1) 障害者福祉センター内のプール等の体育施設を利用する障害者に対して、希望によりスポーツ指導を行うものとします。

障害者へのスポーツ指導
(2) 障害の種別、程度を考慮したスポーツ教室を開催し、障害者のスポーツ活動を促進するものとします。 (3) 県内各地域の障害者のスポーツ活動を振興するため、県内各地域においてもスポーツ教室を開催することとします。
スポーツの場の提供 指定管理者は、長野県立看護大学のプールの使用許可を受け、障害者及びその介助者を対象に無料で利用できるようにするものとします。
障害者の文化・芸術の振興
(1) 長野県障害者文化芸術祭の実施 障害者の文化芸術活動を促進するため、毎年度、長野県障害者文化芸術祭を実施することとします。 障害者文化芸術祭の開催に当たっては、県内の障害者関係団体と協力して行うものとします。 (2) 文化芸術講座の開催 障害者福祉センターにおいて、障害者の文化芸術活動を促進するために、文化芸術活動の講座を開催するものとします。

指定管理者は、仕様書において、指定管理料の範囲内で、障害者福祉センターに通うことが出来ない遠隔地の障害者に対するスポーツの場を提供するための館外事業（サテライト事業）をすることが求められている。仕様書上は長野県立看護大学におけるプールの使用であるが、それ以外の地域や企画内容等については、指定管理者に委ねられている。

ウ. 業務水準に関する規定の設定について（意見）

指定管理者の独自性及び主体性を確保した上で、県が要求するサービス水準を確保するためには、その業務に関連して教室や自主事業を少なくとも何回は実施するといった業務水準について、具体的な規定を定めることが望ましい。それは指定管理者の業績評価において、客観的な指標ともなる。もし、指定管理者が仕様書以上のサービスを提供した場合、当該業務が高く評価されることになり、指定管理者のモチベーションにもつながる。

(2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

ア. 指定管理者の選定方法等について（説明）

(ア) 公募期間・・・平成 20 年 7 月 22 日～9 月 5 日

(イ) 審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
社会部長	内部
福祉政策課長	内部
地域福祉課長	内部
社団法人長野県知的障害福祉協会長	外部（外部有識者）
コーディネートプラザながの室長	外部（外部有識者）

審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
施設の運営方針	・施設の設置目的に合致した運営方針となっているか。	10
収支計画の内容	・収支計画の積算が妥当であり、事業計画との整合性はとれているか。	10
指定管理料	・指定管理料の上限額に対する縮減程度はどのくらいか。 評点 = 配点 × 最低価格 ÷ 応募価格	15
サービスの内容	・施設の利用促進に向け、事業計画に創意工夫や積極性が見られ、また具体的かつ効果的な内容であるか。 ・施設の機能等が最大限に発揮され、質の高いサービスが提供できる事業計画か。 ・自主事業の内容が、施設の設置目的と合致しておりかつ利用者にとって参加しやすいものとなっているか。 ・日常的に利用者の要望、意見、苦情を把握するとともに改善に結びつける方策がとられているか。（アンケート調査、サービス評価委員会の設置） ・利用者への応接等の職員研修を計画しているか。	30
施設管理の内容	・適正かつ確実な維持管理を行える内容か。 ・仕様書や事業計画書に記載された内容の業務を遂行するのに十分な職員配置や職員構成であるか。また、障害者の雇用に配慮しているか。 ・職員の専門的知識、技能を向上させる研修体制は講じられているか。 ・環境に配慮した管理運営となっているか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報の保護対策は万全か。 ・経費節減のための創意工夫が見られるか。	20
安定的な経営基盤の内容	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・類似施設の管理運営に必要な知識及び技術を有しているか、又は実績や経験を有しているか。	15

選定結果

応募者名	合計得点
社会福祉法人長野県社会福祉事業団	75.2
A	63.2

(ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結

・指定管理者の指定

平成20年11月の長野県議会において指定の議決を受け、平成20年12月17日に指定。

・協定書（基本、年度）の締結

平成21年4月1日に基本協定書が締結された。

その後、平成21年4月1日、平成22年4月1日の2回にわたって年度協定書が締結されている。

(エ) 選定委員会の委員構成の見直しについて（意見）

指定管理者を選定する際に、選定委員は5人中3人が県の内部委員となっている。選定過程における透明性、客観性の観点からも過半数を外部委員とすることが望ましい。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営とモニタリング

① 指定管理者の施設の収支状況について、利用料金収入の内容は妥当か～
体育施設の障害者の利用促進について～（意見）

【体育施設の利用状況】

(単位：人、%)

区分	障害者	介助者等	健常者	計	障害者 利用割合	健常者 利用割合
プール	15,298	5,550	13,063	33,911	61%	39%
体育館	9,949	3,506	10,268	23,723	57%	43%
卓球室	6,693	843	571	8,107	93%	7%
トレーニング室	10,095	1,398	8,717	20,210	57%	43%
テニスコート	1,891	443	271	2,605	90%	10%
アーチェリー場	214	25	781	1,020	23%	77%
陸上競技場	647	253	2,827	3,727	24%	76%
遊戯室	183	158	2,072	2,413	14%	86%
運動広場	62	38	75	175	57%	43%
計	45,032	12,214	38,645	95,891	60%	40%

障害者福祉センターは、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び各種研修活動等を通じて、障害者の健康の増進と社会参加の促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成するための中核的施設として設置された。

県によれば、障害者福祉センターは、障害者の社会参加のための施設であるため、施設の利用予約を障害者は3ヶ月前から、健常者は1ヶ月前から受

け付けている。そのため、障害者の利用希望の多い施設はほとんどの利用者が障害者となり、利用希望の少ない施設は健常者の利用が多くなるという傾向がある。障害者と健常者が一緒に利用することが、障害者の社会参加促進に寄与するものであり、障害者のみに貸し出すことは考えてない。障害者が優先的に利用し、その妨げにならない範囲で健常者の方に利用していただければ良いとしている。

特定施設の健常者の割合について多いから制限を設けるということはしていないが、実際の使用状況をみると、健常者の利用割合が、卓球室では7%であるが、アーチェリー場、陸上競技場、遊戯室では75%以上となっている。県として利用割合の目標値を設定する必要はないと考えるが、施設によっては障害者の利用を促進するような工夫をすることが望まれる。

② 利用料金は妥当な設定となっているか～体育施設の利用料金の見直しについて～（意見）

障害者の利用は無料であるが、健常者の利用は有料となっている。また、健常者に対する利用料金は、障害者と利用者の交流の促進の観点から政策的に割安に設定されているが、近隣地方自治体である長野市の一般の施設に比して著しく安くなっているため、受益者負担の視点から見直しを検討することも必要である。

区分		単位	サンアップル	長野市
トレーニングルーム	(一般)	1人1回	150円	300円
	(高校生・中学生)		100円	200円
卓球用具		1人1組	50円	100円

(出典:長野市営運動場条例、指定管理者が管理する長野市営運動場条例)

③ 指定管理者による自己評価と県によるモニタリングが適切に行われているか

ア. 指定管理者による事業報告（月例、年度）及び県によるモニタリングの状況（説明）

(ア) 指定管理者から県に対する報告

事業計画の報告（管理運営の体制、事業の概要及び実施時期、管理運営に要する経費等）を行い、これに対し県は随時現地で打合せ又は電話によるヒアリングを行っている。

月例報告（管理業務の実施状況、施設等の利用状況、利用料金等収入の実績、利用料金の減免の状況等）を行っている。

事業報告（1年間の管理業務の実施状況、利用者の利用状況、利用料金等

収入の実績、利用料金の減免の状況、管理運営に要する経費の収支決算書の提出に当たり、県と打合せを行い、提出後県のヒアリングを受けている。

(イ) 県によるモニタリングの状況

指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領により管理運営状況のまとめ及び評価を行っている。

また、指定修繕の予算のヒアリングに当たり県が現地に赴き、修繕内容の確認を行っている。その他、随時備品・設備等の状況の確認やトラブル対応に関する連絡・指示を行っている。

イ. 文化施設の利用実態の把握と施策貢献の評価の必要性について（意見）

文化施設の利用状況は体育施設と同様に人数で把握している。しかし、会議室やホールは、個人が共同で部分利用することではなく、団体やグループが専用利用している。このため、年間で障害者・介助者等・健常者が何人利用したかが把握できても、当該文化施設の稼働実態が不明である。このため稼働状況が他の障害者の交流施設・文化施設に比してどのような状況にあるのか等を分析することができない。

また、当該施設を利用する団体には、障害者団体と健常者団体があるが、健常者団体の中には、一般の健常者団体の他に、健常者による障害者支援団体も含まれる。しかしながら、現在は、このような障害者支援団体がどれだけ含まれるのかを把握することができない。

したがって、文化施設の業務実績を評価するためには、より詳しい利用実態を把握することにより、施設の利用と福祉施策（障害者の文化活動・社会参加の促進）への貢献を評価し、施策効果の向上を促進する必要がある。

【文化施設】

(単位：人、%)

区分	障害者	介助者等	健常者	計	障害者 利用割合	健常者 利用割合
ホール	2,602	1,457	5,124	9,183	44%	56%
201会議室	2,017	836	1,624	4,477	64%	36%
202会議室	952	471	1,245	2,668	53%	47%
203会議室	2,720	894	292	3,906	93%	7%
204会議室	430	194	1,199	1,823	34%	66%
和室	2,020	1,059	704	3,783	81%	19%
ロビー	371	56	847	1,274	34%	66%
計	11,112	4,967	11,035	27,114	59%	41%

VI 外部監査の結果及び意見－直営施設各論－

第1章 技術専門校

1. 技術専門校の概要

技術専門校は、新規高卒者、離転職者等を対象として、就業に必要な基礎的な技能・知識習得のための職業訓練（1年制・2年制の普通訓練及び6月の短期課程）を県下7校（長野・松本・岡谷・飯田・伊那・佐久・上松）において実施している。平成22年度の年間訓練定員は普通課程465人、短期課程120人であり、各校の開設科目は以下のとおりである。

	開設科目	
	普通課程 (1～2年のコース)	短期課程 (数日～6ヶ月のコース)
長野技術専門校	①機械加工科 ①電気工事科 ①画像処理印刷科 ①木造建築科	
松本技術専門校	②電気システム科 ②自動車整備科 ②建築科 ②建築設備科	
岡谷技術専門校	②自動車整備科 ①ものづくり技術科	⑥機械制御コース ⑥電子制御コース
飯田技術専門校	②自動車整備科 ①木造建築科	
伊那技術専門校	②メカトロニクス科 ②情報システム科	⑥機械科 ⑥パソコン活用科
佐久技術専門校	①生産システム科 (加工・設計コース)	⑥NC機械システム科 ⑥CAD/CAMシステム科
	①生産システム科 (設計・制御コース)	⑥コンピュータシステム科
	①生産システム科 (制御・加工コース)	
上松技術専門校	①木工科 ①木材造形科	
全校共通		求人セット型事業主委託訓練 民間活用委託訓練 スキルアップ講座

(①：1年間コース、②：2年間コース、⑥：6か月間コース)